団体等	1　団体等の所在地及び動物の飼養場所は、府内に存在し、その代表者は府内に在住する成人であること。ただし、次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。 (1)　団体等の活動拠点(連絡窓口・支部等)及び動物の飼養場所が府内に存在すること。 (2)　その活動拠点の責任者は、府内に在住する成人であること。 (3)　その活動拠点の責任者は、センター所長が当該団体等に対して実施する譲渡活動について、すべての任に当たること。 2　動物を適正に一時飼養でき、多頭飼育、鳴き声、糞尿等で苦情の原因とならないこと。 3　動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省令で定める第二種動物取扱業の届け出等、譲渡活動に係る法令を遵守していること。 4　団体の場合は、規約、役員名簿、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面、一時飼養会員名簿を提出できること。 5　個人の場合は、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面を提出できること。